

様式3 (行政手続法適用：個票番号701)

不利益処分に係る処分基準

平成27年1月27日作成

処 分 名	農業経営改善計画の認定の取消し
根 拠 法 令 名	農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号)
根 拠 条 項	第13条第2項
根 拠 条 文	同意市町村は、前条第1項の認定に係る農業経営改善計画 (前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。) が同条第4項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定農業者若しくは当該認定農業者に係る同条第3項に規定する者 (次条において「関連事業者等」という。) が認定計画に従つてその農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり 農業経営改善計画が認定を受ける要件に該当しなくなった場合
所 管 部 署	産業振興課農業振興係
備 考	